

互助会報



第83号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL017-723-6527 FAX 017-723-5619



表紙写真：大間崎と弁天島

contents

令和8年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算	3
事務局からのお知らせ	4
令和8年度福祉互助会会員研修旅行について	6
年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	4,301名
退職会員	4,221名
継続会員	120名
配偶者会員	57名
合計	8,699名
(令和8年2月28日現在)	

令和8年度事業計画及び収支予算の概要

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	27	67

2 会員の数

	現 職 会 員		退 職 会 員 等 (人)	合 計 (人)
	会員数 (人)	加入率 (%)		
令和6年度末実績	4,615	36.0	4,753	9,368
令和7年度末推計	4,284	32.9	4,356	8,640
令和8年度末推計	4,088	31.3	3,979	8,067

3 評議員・役員の数

評 議 員	理 事	監 事	計
10名	9名	3名	22名

4 掛金の標準報酬月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

5 事業の種類

（単位：千円）

項 目	事 業 計 画 額	概 要
事 業 費	医療給付費	97,843 60歳以上70歳までの退職会員とその配偶者等に、または選択された年齢の間に医療機関別に健康保険適用の自己負担額から、1件当たり5,000円を控除した額を給付
	退会給付費	40,955 現職会員が死亡した時、任意での退会の申し出をした場合に給付
	表彰費	9,100 1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記念品を贈呈
	研修旅行助成費	4,000 退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企画した国内・海外研修旅行に参加した場合に助成金を支給
	互助会報発行費	2,056 年2回、全会員に互助会報を配布
計	153,954	

収 支 予 算

令和8年度収支予算は経常収益233,120千円、事業費と管理費による経常費用は209,823千円となり、一般正味財産増減額は23,297千円増加の見込みです。

この増加額は、予算作成時における令和7年度正味財産額1,153,715千円に積み立てられ、令和8年度における正味財産期末残高は1,177,012千円となる予定です。



令和8年度収支予算

(単位：千円)

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	27
受取掛金	113,631
有価証券運用益等	119,462
経常収益計	233,120
(2) 経常費用	
事業費	
医療給付費	97,843
退会給付費	40,955
表彰費	9,100
研修旅行助成費	4,000
互助会報発行費	2,056
管理費	
給料手当等	22,423
福利厚生費	2,910
委託費	2,595
賃借料	4,859
租税公課	18,185
その他	4,897
経常費用計	209,823
当期経常増減額	23,297
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	23,297
一般正味財産期首残高	1,153,715
一般正味財産期末残高	1,177,012
II 指定正味財産増減の部	0
III 正味財産期末残高	1,177,012

事務局からのお知らせ

●新理事長就任

令和8年1月26日付にて新理事長が就任いたしましたので、お知らせいたします。



理事長 野崎 尚文（大間町長）

●現職会員加入時期について

現職会員の加入時期は、組合員が38歳に達し申し出る機会（又は38歳を超えて組合員となった機会）の1度のみでしたが、それに41歳と44歳を追加する議案が令和7年度第4回理事会及び第1回臨時評議員会にて承認されましたので、令和8年度より施行いたします。

●令和9年度医療給付の送金日について

令和9年度より事務処理効率化を考慮しまして、医療費請求書の受付締切日は15日、医療給付の送金日は**翌月20日**にさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、何卒宜しくお願いいたします。

●令和7年度無給付者の記念品

福祉互助会では、毎年4月から翌年3月まで医療給付を受けなかった給付対象期間中の退職会員、配偶者会員、継続会員に対して記念品を贈呈しております。

令和7年度の該当者に対しては、令和8年6月上旬をめぐりに「カタログギフト」を郵送予定ですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

●医療費請求

- 1 医療費請求書はホームページからダウンロードできます。データの注意書のシートまたは医療費請求書の裏面には「医療費請求書の記入上の注意」が掲載されていますので、ご覧ください。

なお、医療費請求書を郵送希望の方は福祉互助会にご連絡をお願いします。

- 2 青森県市町村職員共済組合の組合員は、共済組合より附加給付（一部負担金の払い戻し等）があります。附加給付の金額は標準報酬月額によって変わりますので、福祉互助会か

らの医療給付を決定するために問い合わせする場合があります。

- 3 高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当や世帯合算の確認のために問い合わせする場合があります。
- 4 令和8年度の医療給付は、当福祉互助会が医療費請求書を毎月15日までに受け付けした分について、翌月10日（5月と1月は20日）に送金いたします。各該当日が休日等の場合は、その前日になります。

医療給付に係る令和8年度（医療給付送金日が令和8年4月から令和9年3月）の医療給付の送金日とその医療費請求書受付締切日は下表のとおりです。

また、令和8年度医療給付の医療費請求書の最終受付は令和9年2月15日必着となります。

令和8年度

医療給付の送金日		左記送金日の請求書受付締切日
令和8年4月10日	←	令和8年3月13日
令和8年5月20日	←	令和8年4月15日
令和8年6月10日	←	令和8年5月15日
令和8年7月10日	←	令和8年6月15日
令和8年8月10日	←	令和8年7月15日
令和8年9月10日	←	令和8年8月14日
令和8年10月9日	←	令和8年9月15日
令和8年11月10日	←	令和8年10月15日
令和8年12月10日	←	令和8年11月13日
令和9年1月20日	←	令和8年12月15日
令和9年2月10日	←	令和9年1月15日
令和9年3月10日	←	令和9年2月15日

※送金日は変更になる場合もあります。

●その他

- ・住所を変更された際は、ご連絡をお願いします。
- ・医療給付金の受取口座の変更は、届出事項変更届（ホームページからダウンロードできます）の提出が必要です。
- ・退職会員が死亡された時は、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるために、継続会員への手続きが必要となりますのでご連絡をお願いします。

令和8年度福祉互助会会員研修旅行について

今年度の会員研修旅行は海外1コース、国内3コースを企画いたしました。
ご参加お待ちしております。

Aコース

韓国縦断 釜山・慶州・ソウル5日間
旅行期間：令和8年11月11日（水）～11月15日（日）

Bコース

四国の魅力を詰め込んだ「愛媛・高知・香川・徳島」4日間
旅行期間：令和8年7月8日（水）～7月11日（土）

Cコース

3つの世界遺産と山陰山陽の名所めぐり4日間
旅行期間：令和8年9月14日（月）～9月17日（木）

Dコース

石垣島／西表島／由布島／竹富島／那覇本島（首里城・復活）沖縄5島めぐり4日間
旅行期間：令和8年11月24日（火）～11月27日（金）



※旅行コースの詳細につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

【募集要項】

1 参加資格

退職会員とその配偶者及び配偶者会員並びに継続会員とします。

年齢については満70歳までとなりますが、会員とその配偶者のどちらかが満70歳を超えていても同伴する場合は参加できます。

選択年齢制の会員の年齢については、医療給付適用期間が終了するまでとなります。

2 受付

受付は同封のパンフレットによる「福祉互助会会員研修旅行参加申込書」を旅行会社への郵送によるものとし、電話による受付はいたしません。

各コースとも締め切り前に定員に達した場合は締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとします。

3 助成金について

退職会員及び配偶者会員に5万円を助成いたします。満70歳（年齢選択制の会員は医療給付適用期間終了）までが対象となりますが、海外及び国内にかかわらず一度助成金の支給を受けた方は、以後5年間は助成を受けることができません。

助成の回数は2回が限度です。

退職会員の配偶者、継続会員は助成されません。

助成金該当者は旅行代金から助成金が引かれます。

助成対象外の場合でも、実費負担にて研修旅行に参加できます。

4 問い合わせ

参加資格や助成金に関して不明な点は福祉互助会事務局にお問い合わせをお願いします。旅行受付や内容に関することはパンフレット記載の旅行会社へお問い合わせください。

※配偶者会員とは現職会員が掛金納付期間を満了する前に死亡した場合において、死亡した者の配偶者で引き続き加入することを申し出た者をいいます。退職会員の配偶者ではありません。

青森県市町村職員年金者連盟
 〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
 E-mail : a-nenren@ctv-kyosai-aomori.or.jp

年金者連盟からのご案内

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金の給付を受けている方、または年金待機者（年金の受給開始年齢に達していない方）等の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約4,000人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから年金受給権者となられる方々に年金者連盟へご加入いただきたく、案内申し上げます。

①連盟への加入方法

共済組合ホームページから加入申込書をダウンロード、または電話・メール等でご連絡いただければ加入申込書をご自宅へ送付いたします。必要事項をご記入のうえ郵送願います。

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際に加入申込書を同封させていただいております。

②連盟の会費

★年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分が控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- } (上限5,000円/下限1,000円)

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込（振込手数料は連盟負担）していただきます。年金が支給されましたら自動的に年金受給者会員と同様に4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成（全国の市町村職員共済組合関連の施設等） 1泊3,000円（会員及び配偶者を対象に1人1年度につき延2泊まで利用できます） ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定されています。 ◆葬儀支援サービス（26.4万円（税込）から利用できます） ◆災害見舞金制度（雨を起因とした災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合） ◆青森市しんまちクリニックでの人間ドック受診特別割引（会員と配偶者） ◆医薬品の割引斡旋等 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、日帰り旅行等を行っています。
広 報 事 業	◆広報誌「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配付しています。

APPLE PALACE ASHORI

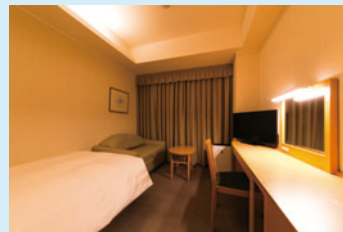
令和8年度 互助会員様限定宿泊料金のお知らせ

シングル	デラックスシングル 1名利用	デラックスシングル 2名利用	ツイン 和室3～5名利用	和室2名利用
7,500円～	8,500円～	6,000円～	6,500円～	8,000円～

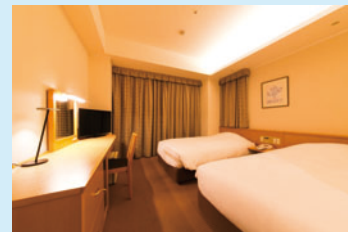
上記料金は全ておひとり様、素泊まり料金となり、消費税・サービス料込みの金額でございます。



朝食 (2F)



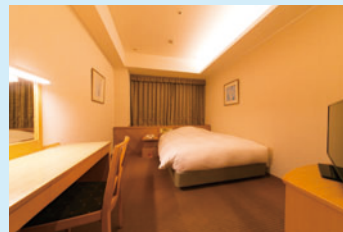
シングル



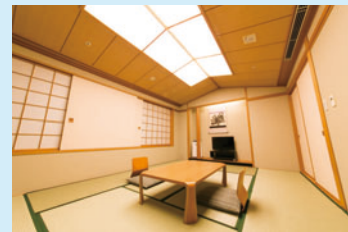
ツイン



大浴場 (4F)



デラックスシングル



和室

- ・令和8年度4月1日からご宿泊日によって、料金が変動制となります。
- ・朝食付(和食のみご提供)は上記宿泊料金にプラス1,650円となります。

ホテル 概要

〈チェックイン / チェックアウト〉 15:00/11:00 〈階数 / 客室〉 地上7階 / 54室
〈アクセス〉 JR 青森駅から車で5分 / 東北自動車道青森中央 IC から車で15分
〈宿泊者専用大浴場〉 ご利用時間 15:00 ~ 24:00 6:00 ~ 9:00
〈駐車場〉 有料(1泊1台500円) 80台



笑顔と温もりと優しさと
アップルパレス青森

青森市本町5丁目1-5 <https://apple-palace.com/>



ご予約・お問合せ

TEL 017-723-5610
(宿泊課直通)